

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の会議に、佐藤委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第22号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて、陳情第44号、旭川市における歴史資料の一元的デジタルアーカイブ化と、市民の記憶を未来へ引き継ぐ仕組みの構築を求めることについてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第22号及び陳情第44号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、陳情第24号について、令和7年12月20日に陳情提出者から趣旨・補足説明の希望を取り下げる旨の申出があったことから、申出どおり取り扱うことにしたいと思っておりますが、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、この件につきましては、説明を受ける予定でありましたことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第4号及び議案第11号の以上3件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、東部まちづくりセンター管理費など127事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ89億5千361万9千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、22ページから32ページの事項別明細書、歳出にお示しい

たしております事業のうち、22ページから23ページの2款総務費では、22ページの1項6目の都市計画事業基金積立金で5億9千509万6千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金で5千円、8目の庁舎建設整備基金積立金で111万4千円、公共駐車場事業特別会計繰出金で638万5千円、9目の航空路線確保対策費で1千470万円、地域公共交通対策費で1千564万2千円、JR路線維持対策費で40万9千円、23ページの12目の女性活躍・ワークライフバランス推進費で41万7千円、キャリアの保健室事業費で575万円、14目の減債基金積立金で2億7千574万2千円、23ページから25ページの3款民生費では、24ページの2項1目のうち、女性相談事業費で1万6千円、25ページの2目のうち、母子生活支援施設等運営費で140万2千円、26ページの4款衛生費では、3項1目の水道事業会計出資金で5千428万8千円、5項1目の病院事業会計負担金で8千690万1千円、病院事業会計補助金で432万3千円、28ページから29ページの8款土木費では、29ページの5項1目の駅前広場管理費で205万円、29ページから30ページの9款消防費では、1項1目の管理事務費で98万5千円、水道消火栓管理費で938万円、4目の防災施設等整備費で9千18万7千円、浸水ハザードマップ整備費で979万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、16ページから21ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、16ページの7款地方交付税で11億7千349万円、16ページから18ページの17款国庫支出金では、16ページの2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で6千492万5千円、17ページの地域未来交付金で7千6万7千円、6目の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）で4千998万8千円、19ページの19款財産収入では、1項2目の普通財産収入で111万9千円、20款寄附金では、1項4目の市立旭川病院寄附金で574万7千円、20ページの21款繰入金では、1項1目の財政調整基金繰入金で12億8千838万5千円、5目の企業版ふるさと納税基金繰入金で40万円、20ページから21ページの24款市債で25億4千650万円をそれぞれ追加するものでございます。

ページを戻っていただき、3ページ下段から6ページ上段の第2表、繰越明許費補正では、3ページの2款1項の航空路線確保対策費、地域公共交通対策費、JR路線維持対策費、女性活躍・ワークライフバランス推進費、キャリアの保健室事業費、4ページの4款3項の水道事業会計出資金、5ページの9款1項の水道消火栓管理費、防災施設等整備費、浸水ハザードマップ整備費をそれぞれ繰越明許費として追加するものでございます。

6ページ下段から7ページの第3表、債務負担行為補正では、6ページの第三庁舎土壤汚染調査業務委託料、7ページの北消防署照明設備改修工事費、令和8年度分施設維持管理業務等委託料につきまして、債務負担行為を追加するものでございます。

8ページの第4表、地方債補正では、次世代窓口構築事業など2件を追加し、水道事業会計出資債など5件の限度額を変更するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第4号、令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ31万円を追加するものでございます。

その内容といたしましては、ページを飛びまして、43ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費の駅前広場駐車場運営費で31万円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、1款事業収入で

607万5千円を減額し、5款繰入金で638万5千円を追加するものでございます。

ページを戻っていただき、11ページ下段の第2表、債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運営業務委託料について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第11号、旭川市都市計画事業基金条例の制定について御説明いたします。本条例は、将来の都市計画事業または土地区画整理事業に必要な経費の財源に充てるため、加えて、インフラの将来の老朽化対策に係る費用に備えて基金を設置しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、旧東海大学旭川キャンパス施設の利活用に係る公募の実施結果について及び使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等についての以上2件について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 報告事項、旧東海大学旭川キャンパス施設の利活用に係る公募の実施結果について御報告いたします。

旧東海大学旭川キャンパス施設につきましては、令和7年8月29日から同年12月19日までの期間で利活用希望者を募集し、3者から応募があり、本年1月19日に、地域関係者や学識経験者、市の職員で構成する旧東海大学旭川キャンパス施設利活用候補者選定委員会において、事業提案の内容等を審査した結果、3の応募者の点数及び5の利活用候補者の選定理由のとおり、得点が最も高く、かつ一定水準を超えた、理想資産株式会社を利活用候補者として選定したものでございます。

6の提案事業の概要でございますが、既存建築物を活用したホテル、レストラン、木造建築のヴィラタイプの宿泊施設、森林の中に遊歩道やアートを設置したミュージアムとして活用する計画となっております。

今後のスケジュールにつきましては、利活用候補者と協議しながら、地域説明会や協定の締結、仮契約等の必要な手続を経て、当該施設の売却に係る議案を議会に提出し、議決をいただいた後に本契約へ移行する予定となっております。

以上、旧東海大学旭川キャンパス施設利活用に係る公募の実施結果についての御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について、関係部局を代表して総合政策部から報告させていただきます。

総務常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、総合防災センターコミュニティホール使用料や、開発行為許可申請手数料等がありますが、関連する部局は、地域振興部、総務部、消防本部となっております。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等についてを御覧ください。使用料・手数料の見直し案につきましては、昨年11月21日から12月29日までの期間で意

見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計188件の御意見をいただきました。

内容につきましては、(1)の意見提出手続(パブリックコメント)では、87個人、3団体から92件の意見提出があり、その内訳は、1個人・団体が複数の意見があるものもありますので、意見は延べ数になりますが、料金設定に関するものが81件、算定方法に関するものが13件、施設の稼働率に関するものが12件などとなっております。

次に、(2)の市民説明会等につきましては、全体説明会や個別説明会、附属機関等を合計94回開催し、参加者数は549人で、96件の御意見をいただきました。その内訳は、同じく延べ数でございますが、料金設定に関するものが31件、算定方法に関するものが16件、減免に関するものが11件などとなっております。意見提出手続でいただいた御意見に対する旭川市の考え方は、別紙1のとおり整理しております。

続いて、別紙2の使用料・手数料の見直し案(修正案)を御覧ください。こちらは、市民参加手続での御意見を考慮するなど、当初案から修正するものになります。旭山動物園、大雪アリーナ及び障害者福祉センターの3施設で新料金案の修正を行うものでありますが、本委員会所管の使用料ではございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

なお、別紙1及び別紙2につきましては、今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等で資料の供覧を予定しております。

今回の修正案につきましては、今後3月下旬までに、各部局におきまして、附属機関等への説明、報告を必要に応じて行うこととしております。附属機関等からいただいた御意見等も考慮しながら、4月上旬に料金改定の最終案を取りまとめ、6月の第2回定例会に関連議案を提出し、10月から新料金を適用してまいりたいと考えております。

最後に、本日の報告につきましては、民生、経済建設、子育て文教の各常任委員会におきましても資料を配付するとともに、同様の報告をすることとしております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 後半の使用料、手数料の見直しのことについて何点かお聞きしたいなというふうに思います。

今、パブコメの件数が報告されまして、これは市が行うパブコメの件数としては比較的多い意見だったというふうに思います。また、市民説明会に対しても549人の方が参加をされているということなんですね。この数についてどのように受け止めているか、まずお聞きをしたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今回の使用料、手数料の見直しにつきましては、使用料で1千498項目、手数料で1千73項目と、多くの項目が対象となっております。市民が日常的に使用する公共施設や、ごみ処理の手数料など、多くの市民に関わるものであり、寄せられた御意見の件数、188件になりますけれども、こういった数からも、市民の関心は高かったものというふうに受け止めております。

○まじま委員 市民の関心が高い、それはそうだと思います。生活に直結することですから、少しでも自分の思いを反映していただきたいと、そういう思いで出席をされているんだと思うんですね。

それで、主にどんな声があったのか、その声を受けて、どんなふうに声を生かしてきたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 寄せられた御意見の中には、物価高が続く中で値上げが厳しいといったもののほか、施設の経費削減など、運営努力も進めてもらいたい、設備を利用しやすいものにしてもらいたいなどの改善を望む声があった一方で、コストが上がっている中で値上げは妥当との御意見もあったところでございます。

今回の修正案の取りまとめでは、市民参加手続でいただいた御意見も考慮するなど、旭山動物園、大雪アリーナ、障害者福祉センターの3施設について、新料金案の修正を行ったものでございます。

○まじま委員 これまで、このことについてお聞きをしたときに、サービスを利用する方としない方の負担の公平性を確保するというふうな答弁をいただいております。そうした考え方と今回の見直しについては整合性があるのでしょうか。アリーナと動物園、これが特別なものなのか、ここだけが見直しをされているというふうに受け止めているんですが、この点についての説明をお願いしたいと思います。

○小澤総合政策部次長 大雪アリーナにつきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の対象施設となっております。料金算定は、他の公共施設と同様に、施設運営に関わるコストに基づき行っておりますけれども、夏期と冬期でコストの変動が大きいという他の施設にはない特殊性を改めて踏まえまして、より実態に合った算定方法に見直したものでございます。

また、動物園につきましては、将来の収支計画等を踏まえて料金算定を行う施設で、取組指針の対象外施設というふうになっておりますけれども、市民の利用が直近においても減少しているという状況を踏まえまして、市民料金を修正させていただいたものでございます。

○まじま委員 最後にしたいと思いますけど、今回の使用料の90%が増額だと、手数料のほうは83%が増額と、以前、答弁いただきました。今回の見直しについては、物価高騰がまだ続きますよね。それと、市有施設、公的施設の目的とか位置づけを考えて、利用を増やすための努力や工夫など、様々な観点から負担を引き上げない検討が必要だったのではないかと思います。おびつたは、使用料の計算が不正確だったと聞きました。それを修正するんだということだったと思います。パブコメを踏まえて、アリーナと動物園の施設は見直し対象となりました。それ以外は見直しの対象になっていないと思います。本当に市民から寄せられた意見が反映されているのか、その点について改めて見解を伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 今回の修正案は、意見提出手続や市民説明会等、こういった皆様からいただいた御意見等も考慮し、参考としながら取りまとめたところであります。

使用料、手数料の見直しは、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、サービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するため、定期的を実施することとしております。今回の見直しでは、近年の物価上昇などもあり、大半の項目で増額の改定となっておりますが、今回、市民の皆様から、コストの御意見もいただきましたが、今後とも可能な限りコストの節減を図りながら、効率的な運営に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと考えております。

また、物価高騰のお話もございました。物価高騰対策については、これまで、市独自の生活者支援などを進めてまいりましたが、引き続き、市民生活への影響等を注視しながら、今後におきましても必要な対策を検討してまいります。

加えて、利用を増やすための努力や工夫などの検討のお話もございました。今後とも、多くの市民の皆様健康増進や生涯学習活動などで市有施設を御利用していただけるよう、建物や設備の改

修、また備品の更新、そしてエアコンの設置、さらには、こちらも御意見がございましたが、オンライン予約システムの導入の拡大などにより、施設の利便性や快適性の向上に取り組んでまいります。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続について、理事者から報告願います。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続について御報告いたします。

資料、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続についてを御覧ください。

本件につきましては、先ほど報告のございました使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取組を進めてきており、こちらも同様に昨年の11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計55件の御意見をいただいたところでございます。内訳につきましては、1の意見提出手続におきまして、10名の個人の方から10件の意見提出をいただきました。その内訳についてでございますが、1個人で複数の意見があるものもございましたため、延べ12件でございまして、地域集会施設に関して8件、うち、施設運用が3件、料金設定が2件、地域集会施設を含めた公共施設の在り方等が3件などとなっております。

次に、2の市民説明会等を御覧ください。こちらは、先ほど総合政策部から報告のございました使用料・手数料の見直し案における市民説明会等のうち、地域集会施設に関する部分を抜き出して記載させていただいております。（1）開催状況につきましては、全体説明会、個別説明会、附属機関等において合計38回、延べ210名の方に説明を行ったところでございます。（2）意見の状況につきましてでございます。45件の御意見をいただきまして、その内訳のうち、地域集会施設に関する意見は41件でございました。そして、料金設定が11件、稼働率5件などとなっております。

今回の意見提出手続と市民説明会等を受けまして、施設の運用や在り方などについていただいている意見につきましては、関係部局でしっかりと共有し、今後の施設運営等に生かしてまいりますが、実施計画（改訂案）の内容につきましては変更せず進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、意見提出手続における意見と旭川市の考え方につきましては、別紙のとおり整理させていただいております。今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナー、各支所、公民館等で資料の供覧を予定しているところでございます。

今後につきましてはでございますが、附属機関での審議等を経て、令和8年度に改訂版として策定する予定でございます。

最後に、本日の報告につきましては、地域集会施設として関連がありますことから、民生、経済

建設、子育て文教の各常任委員会におきましても資料を配付するとともに、同様の報告をすることとしております。

報告は以上でございます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川空港における「特定利用空港」への対応について、理事者から報告願います。

○三宅地域振興部長 旭川空港における「特定利用空港」への対応について、御報告いたします。

本市が管理する旭川空港に関し、国から、特定利用空港への追加に向け、円滑な利用に関する枠組みの確認依頼がありましたことについて、これまでの経緯や今後の対応でございます。

別紙資料を御覧ください。

初めに、1、これまでの経緯です。昨年11月27日の総務常任委員会で御説明いたしましたが、6月25日、国から本市及び東神楽町等に対して、旭川空港を特定利用空港の対象候補として検討しているとの説明があり、その後、11月11日に、自衛隊や海上保安庁が平素から空港を円滑に利用できるよう、円滑な利用に関する枠組みを国と市との間で確認することについて、正式に依頼がありました。特定利用空港の取組については、国が周知を図っているところでございますが、市としてもこの間、空港周辺地域の住民説明や、市民説明会を行うほか、東神楽町の意見を確認するなど、対応を行ってまいりました。

次に、2、対応方針です。市としましては、旭川空港が特定利用空港になることについて、まず、旭川空港における特定利用空港の取組は、自衛隊や海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応や、災害時の対応等をより迅速かつ安全に行うことにつながる。また、平素の訓練等を通じて、自衛隊や海上保安庁が旭川空港の特性を習熟することで、市民や周辺自治体の住民の安全と、自衛官や海上保安官の安全につながる。次に、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁のニーズも考慮されることで、旭川空港の整備の重要性を高めることが期待されるとの考え方により、同意に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

最後に、3、今後のスケジュールです。今月下旬に、国に対し同意する旨の回答を行い、その後、国において手続が行われ、来月下旬以降、国において旭川空港を特定利用空港に追加することが公表される予定となっております。

以上、旭川空港における「特定利用空港」への対応についての御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今の報告を受けて、同意に向けて手続を進めるということを知り、非常に驚いています。昨年第4回定例会でも一般質問でお聞きをいたしましたし、この総務の委員会でも質問させていただきました。その後の対応ということだったと思うんですけども、市民説明会が実施されたという経過があります。どのような意見や声が寄せられたのか、その点について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 本年1月16日に市が主催した市民説明会には、46名の参加がありました。質問や意見の主なものとしましては、用語や表現に関わる質問のほか、軍事利用に

つながるのではないかとといった懸念や、情報提供に関わる質問など、様々な質疑や意見が寄せられたところでもあります。

○まじま委員 様々な意見があったということなのですが、この説明会で市民の理解が得られたというふうな認識なのかどうか、伺いたと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 特定利用空港の取組につきましては、国がホームページで概要資料やQ&Aを公表しているところであり、加えて、本市では、昨年11月11日に国から正式な依頼を受けて以降、市のホームページにおいて情報の提供を行っております。また、昨年12月24日には、空港周辺地域の住民への説明を行うとともに、先ほど申しあげました日程において市民説明会の開催などを行ったところであり、制度や取組について一定の理解は得られているものと認識しております。

○まじま委員 最後、一定の理解は得られているというような発言がありました。説明会は、ここ、新庁舎の会議室を使って行われたというふうに聞いています。結構多くの方が参加をされたというふうな話を聞きました。これは、日程が合えばもっと意見が寄せられたのではないかとというふうに思うんですね。一定の理解っていうのは、その会議室にいた人は、えっあれが理解を得られたのっていうふうに考えるんじゃないかとというふうに思うんですが、まずは、追加説明会の実施が私は必要だと思いますけども、地域振興部はどのように考えているのでしょうか。

○松本地域振興部交通空港課長 このたびの市民説明会においては、国から提供された情報や、これに基づきながら市として整理した情報と考え方等について、配付資料として概要をお配りするとともに、さらに詳細な情報をスクリーンに示しながら説明を行ったところでもあります。また、配付等を行った資料につきましては、説明会後に、市のホームページへ掲載して情報提供を行い、問合せなどがあつた場合には、説明対応をさせていただくこととしております。追加説明会を開催する予定はしていませんが、今後につきましても、引き続き、問合せ等に丁寧な対応に努めてまいります。

○まじま委員 追加の説明会を行わないのに、丁寧な対応に努めるという、何か矛盾したことを言っていないですか。ホームページに載せたから、あとは見てくださいという考え方は、丁寧な対応とは言えないのではありませんか。市民との継続した対話が必要だと思いますけれども、その点についての見解を伺いたと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 本件に関わる情報提供につきましては、国のホームページにおける概要資料ですとか、Q&Aの更新が随時行われているところでございますが、市としましても、今後とも、市のホームページにおける情報提供を継続するとともに、先般は、お問合せ先の分かりやすさの改善といった理解の補足となるような修正を加えているところでございますが、引き続き、丁寧な情報提供などの対応に努めてまいります。

○まじま委員 同じ言葉の繰り返しだったかなというふうに思いますけども、それでは、もう次に移りたいと思いますが、市民説明会の後、市の中ではどのような協議を行ってきたのか、その経過について説明をお願いします。

○松本地域振興部交通空港課長 市民説明会後は、市長や副市長との情報共有や協議を行い、市民説明会による市民周知など、一連の取組を実施した経緯を踏まえ、特定利用空港の受入れに向けた手続を進めることを確認しているところでもあります。

○まじま委員 説明会の様子をちゃんと説明したのかな担当課は、そういう思いでいっぱいです。説明会というのは、ある意味、アリバイづくりだったのかなというふうに思います。参加された方に話を聞きましたけど、あそこにいた人は、不安の解消には至っていないというふうな話を聞きました。今回の特定利用空港については、民生利用が主たる目的と確認をしました。でも、全国状況を見れば、相当な訓練が行われているということは、私、指摘をさせていただいてきました。この後、国との交渉があるというようなスケジュールを示されましたけども、少なくとも、国との間でいろんなことを確認するという約束事を交わす必要があるんじゃないかというふうに思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長 特定利用空港の取組に当たりましては、これまでの国との確認におきましても、民間航空機の運航ダイヤの調整や、フライトスケジュールの変更等にはつながらないことなど、民生利用が主たる目的であることは確認されているところでございますが、今後、また、国との意見交換の場においても、これまで示された懸念等も念頭に置きながら、丁寧な説明や情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 以上で終わります。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

○高花委員 突然申し訳ありません。この特定利用空港に関して、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

今、説明で、自衛隊や海上保安庁が平素から空港を円滑に利用できるようという説明がありました。私の知る限り、国内で、特定利用空港は、海辺に近い空港が多いと思います。ただ、本市の場合は、内陸部にある空港ですので、この海上保安庁というのがちょっと違和感がありますが、国内で、本市以外で、内陸部にある、利用されている特定利用空港というのはあるのか。なければ、なぜ内陸のこの旭川空港に、今回、国からお話があったのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港が特定利用空港の候補となっているということで国のほうから説明を受けているところでございますが、旭川空港が選ばれた理由といたしましては、旭川市内、あるいは上富良野町と、駐屯地が近郊にあるというところで、そちらの関係で旭川空港が候補として上がっているというところでございますと伺っております。

また、内陸部に特定利用空港が存在するかという点につきましては、現在、令和7年8月29日時点におきます国の特定利用空港・港湾の状況を確認させていただきますと、おおむね沿岸部の空港が多いという状況となっております。

○高花委員 ということは、ほとんど海上保安庁ではなく、自衛隊の部分での利用があると。それとも、海上保安庁の利用もあるかということを確認させてください。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港は、先ほど申し上げましたが、近傍に自衛隊の駐屯地があるというところでございますので、近傍の駐屯地ということで申し上げますと、陸上自衛隊の関係になろうかと思っております。

また、この特定利用空港・港湾の取組という点で申し上げますと、自衛隊及び海上保安庁の取組というところでございますが、実際の旭川空港を用いた訓練の内容につきましては、今後、特定利用空港となった場合は、その後、利用調整というところで国との意見交換などございますので、詳細な利用方法につきましては、そちらで状況を確認させていただくということとなっております。

現状につきましては、枠組みというところで、特定利用空港の枠組みに旭川空港を加えたいというところの整理をさせていただきたいというところとなっております。

○高花委員 分かりました。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市役所駐車場の在り方に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○土岐総務部長 市役所駐車場の在り方案に対する意見提出手続について、報告をさせていただきます。

資料といたしましては、本編の案とその概要版を御配付しておりますが、概要版のほうに沿って御説明を申し上げたいと存じます。

まず、市役所駐車場につきましては、昨年12月に総合庁舎横駐車場の供用を開始した後、現在は、第三庁舎跡地駐車場の設計を進めてございまして、新たな市役所駐車場の整備等にめどが立ちましたことから、庁舎敷地の有効活用を含めて、管理運営手法の見直しを行うべく、その基本的な考え方について整理をさせていただきました。

初めに、資料の上段、対象といたしましては、総合庁舎横の駐車場と第三庁舎跡地に整備予定の駐車場としてございます。その下、現状といたしましては、駐車場の台数不足、来庁以外で駐車場を利用する目的外利用者などの課題認識を掲げさせていただいております。その右には、目指す駐車場の在り方といたしまして、市役所手続で利用する方、ここでは目的内利用者としてさせていただきますが、その利便性を確保しつつ、市有財産である庁舎敷地を有効に活用するとともに、効率的で経費を抑えた管理運営手法の導入というものを掲げてございまして、この実現に向けて、市役所駐車場の有料化と民間事業者の運営という2つの柱で運営することとしてございます。

資料の右側上段には、有料化の効果としてございますが、これまでどおり目的内利用者は無料とし、目的外利用者を有料とすることで、平日、日中の目的内利用者の利便性を確保し、目的外利用者には、周辺の有料駐車場の利用を促します。また、民間事業者に市役所駐車場を有償で貸し付けることによりまして、市有財産の有効活用を図ります。あわせて、有料化により、公共交通機関の利用促進のほか、敷地の貸付けによる新たな収入を駐車場の維持補修に充てることで、持続的な運用を図ります。その下、民間事業者が運営する効果といたしましては、自動精算機による24時間、365日の運用や、キャッシュレス精算等、事業者の豊富な知見やノウハウを生かした運営により、多様な利用や利便性の向上が期待されます。また、自動精算機などは、事業者が設置から保守などの維持管理を行うことで、本市の設備投資や維持管理費の負担軽減が図られます。

次に、資料の左下側になりますけれども、今後の想定スケジュールでございまして、令和8年の12月中をめどに、まずは総合庁舎横の駐車場から、民間事業者による運用、有料化を開始する予定でございまして。

最後に、資料の右下側でございまして、料金イメージを一例として表示してございまして。駐車料金につきましては、民間事業者が詳細を定めることとなりますが、まず、来庁者は無料といたしますけれども、他の目的で利用する方については有料でございまして、平日、日中の目的外利

用者は1時間当たり500円に設定をいたしまして、目的外の利用を抑制いたしますが、夜間、土日、祝日につきましては最大料金を設定するなど、利用しやすい料金にすることとさせていただきます。

この市役所駐車場の在り方案につきましては、2月20日から3月23日までの間、意見提出手続を行い、その結果等を踏まえまして、必要に応じて修正をし、新年度の早い時期に方針を策定する予定でございます。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)結果について、理事者から報告願います。

○松本総務部総務監 今年度実施した労働者賃金等の実態調査の結果につきまして、御報告いたします。

初めに、配信しております資料の1ページ、1、調査概要を御覧ください。今年度の調査内容の概要ですが、基本的な調査事項は、令和元年度から令和3年度まで、及び前回調査の令和4年度と同様、契約課を通じて発注いたしました設計金額500万円以上の建設工事で、令和7年4月から同年8月までの間に1日以上施工期間が含まれるものを対象とし、当該工事を受注した事業者及びその下請に入った事業者に対し、調査への回答をお願いしたところでございます。調査票の回答作成に当たっては、調査対象期間内で実際に工事に従事した任意の1か月分を抽出していただき、その1か月間の賃金の支払い状況について回答を依頼したものでございます。調査結果につきましては、元請事業者、下請事業者、合わせて116社から回答をいただき、労働者数で463名の方の状況を集計したところでございます。

調査結果の詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただくこととし、本日は、結果の概要について御説明させていただきます。資料の4ページ、3、各年度の調査結果の推移を御覧ください。左から2列目に記載してありますとおり、労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で、1日当たり1万7千401円となっております。令和4年度は1日当たり1万4千341円でありましたので、前回調査と比較しまして、平均賃金は3千60円、率にして21.3%の増となっております。なお、この1日当たりの平均賃金、1万7千401円は、今回、回答があった職種と同種の公共工事設計労務単価の1日当たりの加重平均、2万3千847円と比較すると、表の一番右側の列に記載してありますように、72.97%という状況であり、前回調査から4.14ポイント上昇しております。以上のことから、今回の調査結果、平均賃金につきましては、3年前の調査から21.3%上昇していること及び設計労務単価との乖離も縮小傾向にあることが把握できたところでございます。

今後につきましても、設計に当たっては、最新の単価や積算基準を採用するなど、適切な設計を行うとともに、最低制限価格の適切な運用などのダンピング対策により、労働者賃金の上昇に向けた一助となるよう努めてまいります。

なお、次回の調査は3年後の令和10年度を予定しているところでございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今回の報告で、賃金が上がっているという事の報告は分かりました。

そこで、旭川市の発注する設計労務単価は、前回調査と比較するとどういふ変化をしているのか、その点についてお示しをいただきたいと思ひます。

○登野総務部次長 設計労務単価につきましては、職種によつて違ひはござひますが、例へば、特殊作業員では14.5%増、普通作業員では16.1%増、特殊運転手で15.6%増、主な23職種の単純平均での比較では16.1%増となっております。

○まじま委員 最後に言われました、単純平均で16.1%増だということだす。旭川市発注の設計労務単価が適正な価格になつてきてゐるのかなと思ひます。

今回、報告書を見せさせていただきまして、2点ほど疑問があつたので、それについてお伺ひをしたいと思います。一つは、年齢と賃金の関係で、40代、50代で賃金が高い一方、10代、20代、70代が低いとなつてゐる、この点についてはどういふ分析をされてゐるのか、もう一点、外国人労働者について触れた部分もあるわけだすけど、いづれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回つてゐるということがありました。この点についての分析と、市の見解についてお尋ねをしたいと思います。

○登野総務部次長 10代、20代と40代、50代の賃金格差につきましては、経験や技能の違ひ等が反映された結果ではないかと推測されます。一方、70代と40代、50代の賃金格差につきましては、70代であれば、年金を受給してゐる年代と考えられること、また、同じ職種でも、労働内容の負担が軽度になるなどにより賃金が低くなつてゐることが想定されます。

外国人労働者につきましては、他の労働者と比較し、技能実習生など、経験が少ない、技能が比較的高くない方が多いものと想定されますことから、平均賃金を下回つた結果となつてゐると推測されます。今後におきましても、外国人の労働者について、他の労働者と同様な評価を行つた上で賃金が決定されることを期待してゐます。

○まじま委員 最後にしたいと思いますけど、今後の設計労務単価に対する考え方について伺ひたいと思ひます。前回の調査よりも、労働賃金単価は21.3%増えつてゐるという報告でした。対設計労務単価比では72.97%であるということも、これは一つの事実だと思ひます。この数字をどういふふうにつまてゐるかだすね。私は、まだ十分ではないのかなというふうなことも考えるわけだすけど、この点についての見解をお聞きして質疑を終えたいと思ひます。

○登野総務部次長 労働者の賃金につきましては、対設計労務単価で100%となるのが理想だす。しかしながら、本市の建設工事の令和7年度上半期平均落札率が94.23%であることや、事業者の売上げの全てが公共工事であるとは限らないことなど、各事業者の経営判断の中で雇用契約が行われてゐるものと考えてゐます。市といたしましては、労働者の方々の賃金がより設計労務単価に近づくよう、これまで同様、設計労務単価を参考とした労務単価の設定について、周知をしてまいりたいと考えてゐます。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ござひますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席してゐる理事者につきましては、退席していただいて結構だす。

次に、「旭川市防災これ1冊まとまっぷ」の作成について及び旭川市備蓄計画の改定についての以上2件について、理事者から報告願います。

○内村防災安全部長 「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」の作成について御説明いたします。

資料につきましては、「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」の作成についてを御覧ください。

今改正は、令和3年の水防法改正に伴い作成するもので、主な変更点は、A1サイズ1枚の地図をA4サイズ48ページの冊子タイプとして、新たに浸水想定区域の指定対象となった、北海道が管理する38の中小河川の洪水浸水想定区域図を反映させたこと、大雨などによる内水氾濫の浸水想定区域図を掲載した内水ハザードマップを新たに掲載したこと、防災情報を掲載したことなどとなっております。

この冊子は、本年3月中に市内全戸配布する予定で、配布案内につきましては、2月及び3月の市民広報誌に掲載しますとともに、総合庁舎のデジタルサイネージで周知をいたします。改正点など、市民への説明につきましては、現在、地域まちづくり推進協議会で実施しておりまして、3月末までに全15地区で説明会を実施予定であります。その後は、防災講習や防災研修などを通じて幅広く周知をいたします。

次に、旭川市備蓄計画の改定について御説明いたします。

資料につきましては、旭川市備蓄計画の改定についてを御覧ください。

旭川市備蓄計画は、災害対策基本法や本市防災基本条例及び地域防災計画に基づき、平成27年に策定しておりますが、令和6年1月に発生した能登半島地震における被災状況や国の防災基本計画の改定内容等を踏まえ、令和8年2月に改定を行いました。

主な改定内容は、発災後1日分の食料品、生活必需品を市の備蓄で賄うよう備蓄目標数を見直すとともに、備蓄品目を拡充したことや、要配慮者に配慮した避難所用テントや段ボールベッドなどを整備し、多様化するニーズ等に合わせ、可能な限り良好な避難所環境の確保に努めることとしております。

今後は、改定した計画に基づきまして、各種備蓄品を整備、整理してまいります。

以上で、旭川市防災これ一冊まとまっぷの作成、旭川市備蓄計画の改定について報告を終わります。よろしくお願いたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について、理事者から報告願います。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について、御報告します。

資料を御覧ください。1の投票ですが、公示日は1月27日、期日前投票は翌28日から2月7日まで行いました。なお、最高裁判所裁判官国民審査は、解散から公示までの期間が短かったため、法律に基づき、2月1日から開始となりました。場所は、総合庁舎、2月1日から、支所7か所、フィール旭川、イオン旭川西店、メガセンタートライアル旭川店、アモールショッピングセンター

の計12か所のほか、バスによる移動投票として、2月3日と4日の2日間で、大学等3か所を巡回しました。投票日は2月8日で、市内78か所の投票所で行いました。

2の投票結果ですが、このうち、小選挙区について申し上げますと、令和8年の計の欄のとおり、投票率は53.51%となり、令和6年の投票率52.39%より1.12ポイント上昇し、また、3、投票率の推移の表のとおり、令和に行われた3回の中では最も高くなりました。

4の期日前投票の利用状況ですが、今回の投票者数は7万900人となり、前回より約1万6千850人、率にして31%の増加、さらに、投票者数に占める期日前投票者数の割合は48.65%となり、過去最高となりました。

5の開票についてですが、午後9時30分から忠和公園体育館で行いました。票の確定は、小選挙区は午前2時15分、比例代表は午前2時35分、そして国民審査は午前3時45分に確定し、午前4時15分に開票所を閉鎖しました。今回の開票に当たっては、まずは、投票箱が遅れることなく無事に届くかどうかを心配していましたが、天候や道路状況も比較的良好で、さらに、投票所の職員の努力により、投票箱が全て届き、予定どおりに開票を始めることができました。また、開票作業については、初めての開票所であり、スペースもやや狭い中、前回の選挙とほぼ同じ時刻に終了することができました。これも、開票立会人の皆様と、従事した職員をはじめ、関係する全ての方の御協力のおかげであり、大変感謝しています。

続きまして、次のページの資料を御覧いただきたいんですけども、衆議院議員総選挙執行における不在者投票の送致漏れについて御報告いたします。

1、事案の概要ですが、衆議院議員総選挙の執行に関わり、本市で不在者投票を行った投票済み投票用紙について、当該投票者が選挙権を有する選挙管理委員会に送るべきところ、郵送の手続が行われておらず、6名の方の投票用紙が送致されていませんでした。

2の対象者ですが、資料のとおり、4市、6名の方となります。

3の経緯ですが、2月10日に担当職員が後片づけをしていたところ、机の上から不在者投票用紙の入った封筒が発見され、該当する市に郵送されていなかったことが判明しました。2月12日に、当該選挙管理委員会に未送付となっていたことを説明し、先方の選挙管理委員会及び投票された方に謝罪いたしました。

4の原因ですが、不在者投票用紙の送付を担当する職員が、不在者投票の入った封筒を処理する際、本市の受け取り文書と誤って認識し、机の上の別の場所に保管してしまったものです。

5の再発防止策では、郵便物の点検作業を改めて検証の上、ルール化し、複数人で確認するような作業体制を整え、再びこのようなことが起きないようにしっかりと取り組んでまいります。

今回の件につきましては、常日頃から投票用紙の取扱いについて慎重を期していたにもかかわらず、起きてしまったものであり、非常に反省しております。本当に申し訳ありませんでした。

以上で報告を終わります。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○高花委員 何点かお聞きしたいと思います。非常に残念な内容であったと思います。本当に今回のこの超短期決戦の中で、選管も大変だったということは理解しているんですけども、あつてはならないなということで、ちょっと何点か質問させていただきます。

これまで、数々の選挙戦がありましたけれども、今回のような送付漏れっていうのは過去にあつ

たのか、なかったのか、伺います。あわせて、不在者投票の取扱いとして2パターンあると思います。一つは、旭川市の選挙人名簿に登録されている方が、旭川市以外で投票を行う場合、この方たちは今回の総選挙で何名いたのか。そして、もう一パターンの旭川市以外の選挙人名簿に登録されている方が、今回のような場合ですけれども、旭川市で投票を行う場合は、今回の総選挙で何人ほどいたのか。いわゆる旭川市の選管が取り扱った件数はそれぞれ何件なのか、伺います。また、今回の謝罪をされた、その6名の不在者投票というのはいつ行われたのか、伺います。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 今回のように、不在者投票の送付に関わる過去の事故について、全ての把握はできておりませんが、少なくとも過去15年くらいにおいては発生していないところでは。

また、取扱い件数としては、旭川市の選挙人名簿に登録されている方の不在者投票を取り扱った件数は314件であり、今回の事案に関連する旭川市以外の選挙人名簿に登録されている方の不在者投票用紙を、該当する選挙管理委員会に郵送が必要であった取扱い件数は319件でした。この319件のうちの6名分が郵送されていなかったところであり、4名の方は1月31日に、2名の方は2月1日に投票したものであります。

○高花委員 いわゆる不在者投票は余裕をもってしていただいたと、本市に来て投票していただいたということだったと思います。

では、謝罪したということでありませけれども、この謝罪をしたときの6名の該当者の方の反応について伺います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 本人への謝罪ですが、6名のうち、3名の方につきましては、送付先となる選挙管理委員会に事情を説明したところ、うち2名については、相手方の選管から御本人に連絡し、直接の謝罪は不要とのこととなりました。もう一名につきましては、相手方の選管から連絡先の開示ができないことから、直接の謝罪に至っていないところです。そのほかの3名のうち、直接謝罪できましたのは2名でありましたが、そのうち1組の御夫婦が含まれておりましたので、奥様に電話で状況の説明と、謝罪をしたところ、御主人にもお伝えいただけるということであります。もう一人の方には電話で直接謝罪をいたしました。いずれの方も同様に、投票に反映されなかったことは残念である、今後、同じようなことが起こらないように気をつけてほしいというような内容でございました。

○高花委員 残念であるというのは当然だと思います。本来、こちらから向こうの自治体に送らなければいけないところ、この謝罪の今の答弁を聞きますと、送り先の自治体のほうから、個人情報ということもあって、謝罪をしていただいたという方もいらしたということで、本市のほうで全て6名の方に謝罪をしたわけではないということは分かりました。そこは、個人情報でお知らせできないというのもあるので、理解できる場所でもあります。

ただ、一点、どうしても、なぜこのような事故になったのか、不思議でなりません。例えば、この不在者投票の担当者が、本市の選管は変わるのか。日々変わっていくものなのか、固定されているのか、伺いたと思いますし、さらに、参議院選が7月に行われる場合は、3月、4月の住民票異動というのがたくさんあるものと違い、今回はそういった異動がない中で起きている部分だというふうに思いますから、本当にこれは単純ミス以外の何物でもないとは思っております。なので、片づけの中で、机の上から見つかったということですから、なぜこういうことが起きるのか、

認識を伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 今回の選挙事務につきましては、役割分担する中で同じ担当者が行っていたものでありますが、今回のミスにつきましては、担当者は、既に宛名書きを終え、郵便局に引き継ぐだけの状態になっておりました。しかしながら、その封筒に、市が受け取る文書に押印する受領印が押されていたなど、不備な点もありましたので、その経緯について担当者からの聞き取りを行いました。担当者自身も明確な認識がない状況にありまして、作業の過程で、市が受け取った文書と勘違いをして処理してしまったものと考えております。

今後は、他の選管に送付する不在者投票と、選管が受け取った郵便物を仕分しやすいうように区別する、籠で管理するなどとともに、郵送が必要となる件数と、実際の送付数をダブルチェックするなどにより再発防止を図ってまいります。

○高花委員 同じ方が担当されていたと。だから、今回が初めてではないということは分かりました。再発防止のために、今後は、区別籠などで管理していくと、今御答弁がありましたけど、区別籠はなかったんですね。もうそれもびっくりいたしました。でも、区別籠がなくても、今回のような不在者投票、選挙時というのは、本当に郵便局も、何よりも早くこの郵便物を相手先に送るということをごく意識してくださっております。かつ、普通の旭川市の封筒とは違い、この不在者投票が入っている封筒は、旭川市選挙管理委員会とはっきりと載っており、しかも速達の赤スタンプが押されており、不在者投票在中という、その赤スタンプも押されている。そして、相手方の自治体の宛名まで書いていた。その中で、なぜこのようなことが起きるのか。そして、かつ担当者は、いわゆる記憶にございませぬ、認識がなかったというようなことでありました。果たしてそれで済まされるのかと私は思っております。大事な一票です。今回は6票でありましたけれども、投票意思を示して投票していただいたにもかかわらず、送付をすることができなかったためのこの行政側のミスで投票が数に入らなかったということは、これは、本当に謝罪で終わっていいのかぐらいまで思っていますよ。

例えば、その上司の方がきちんと把握することができなかったのか。また、なぜこの4通だけが机の上に残ったままなのか。そういったことも、籠がなかったからとかそういうことではないと。明らかにほかの封筒と、郵便物と違うわけで、なぜ、その封筒に受領印が押ささって、ほかの郵便物と同じ扱いになるのか。もう、分からないですよ、理解不可能で。

特に、今回の総選挙は36年ぶりの真冬の選挙と言われました。その中で、掲示板を立てるのも大変だったと思いますし、あまりにも急で、選管に聞きましたら、投票用紙も期日前を先に発送して、当日の部分はまたという、今までにないやり方をしていたということも聞いております。日頃から、掲示板の位置も、果たしてこれまでの数でいいのかということも、選挙が起きる前から検討されていて、掲示板も減らして、予定どおりの掲示板も立てられたということも聞いておりますけれども、それはあくまでも事前準備の段階であって、一票の重さというものに対して、あまりにも、行政として、これはやっちゃいけないこと。しかも、過去15年間こういうことはなかった。私も議員になって15年ですけど、初めてこういう報告を聞きました。北海道の10区においては、小選挙区で21票差で勝敗が分かれたんですね。こういったことが全国で行われている。この一票の重みということを考えれば、本当に今回のことは、足を運んでいただいた投票者に申し訳ないということと、記憶にないということ自体が、もう考えられないんですね。

非常に、事務局長も、本当に心を込めて先ほど謝罪をされていましたが、人のやることだからとかっていう問題じゃありません。この真冬の選挙戦で、一票を勝ち取るために、候補者をはじめ、関係者、どれだけすさまじい選挙戦を繰り広げてきたか。それが無駄になるようなことを選管がやっちゃいけないと私は思います。絶対、今後、このようなことは気をつけていただきたい、やらないでいただきたい。ほかのこともでき得る限り、事故が起こりそうなことはやめていただきたいと思っておりますけれども、そういった候補者の思いに立ち、選挙を戦っている人たちの思いに立って、選管として、無事な選挙戦を行うためのリーダーとして動かされていた皆さんが、このようなことになって、本当にどのように反省をしていくのか、もう一度、お聞きしたいと思っておりますけれども、ただの謝罪で終わらないような、やっぱりそういう形で、何かしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 今、高花委員さんからのお話、御指摘をいただきまして、もう本当に返す言葉が見つからないという気持ちでおりまして、そして、やっぱり今の高花委員さんのお話の中で、私も大変共感できる部分がありました。

今回の選挙は、超短期間ということで、さらに真冬の選挙ということでしたけれども、事務局の職員に本当に早い段階から準備に取り組んでもらって、ポスター掲示場ですとか、投票所整理券もほかのまちよりも速やかに体制を整えることができましたし、開票所も、初めての忠和公園体育館ということで、今までよりも狭い中でも、終了時刻は、前回の開票とほとんど変わらない時刻に終わることができたということで、職員並びに関係の皆さんの御協力で、本当に良い成果が残せたなと安堵していたところ、こういうことが発覚しまして、愕然としました。そして、何よりも、やはり高花委員さんもおっしゃっていたとおり、せっかく投票してくださった6名の方の票を生かすことができなかつたということは、大変悔やんでおりますし、残念ですし、この気持ちをうまく言葉でこの場で表せないのがもどかしい思いでおります。本当に謝罪で済まないとは私も思っております。本当に大切な一票ということによく私も認識しておりますし、日頃、職員にもそれは、票の扱いは間違いないようにということを常に言っていたんですけども、こういうことになりました。

謝罪の中で、今後このようなことがないようにと、いろいろ、旭川市に対して言いたいことはあったかもしれませんが、今後、そういうことがないようにと、投票された方からそういうお言葉をいただきましたので、私どもは、今後はこういうことが起きないように、今、内部で既に、今後どのようにしていくかという対策を練っておりますので、次の選挙に向けては、正直に言って、私も今回の事例は、こんなところで、何でこんなミスが起きたのかっていうところもありますので、ただ、やっぱり、これが事務の恐ろしさということを痛感いたしました。やっぱり常に気を抜くことなく、ミスをする事の無い体制を改めてつくって、今回の失点を挽回すべく、これから選挙管理委員会として取り組んでまいります。本当に今後ともよろしく願いいたします。

○高花委員 きっと並々ならぬつらい思いでお話をしていただいたんだと思います。ありがとうございます。

今回の選挙は、受験生への影響も考えて、スピーカーを抑えたりとか、本当に立候補者もいろいろ考えた選挙戦、環境、時代、いろんなことを考えてやったと思います。だけど、選管においては、一票を大切にするという、ここだけは、本当に超短期で大変だったと思っておりますけれども、この気持

ちは忘れないで、毎日チェックをしていく、机の上を毎日整理する、できることがあったと思いますので、今後気をつけていただきたいと思います。

以上で終わります。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時33分